

特定石化製品の非課税移出に関する手続の改正について

平成30年4月
国 税 庁

平成30年4月に租税特別措置法の一部が改正され、特定石化製品の非課税移出に関する手続について、次のような改正が行われました。この改正は、平成30年4月1日から施行されます。

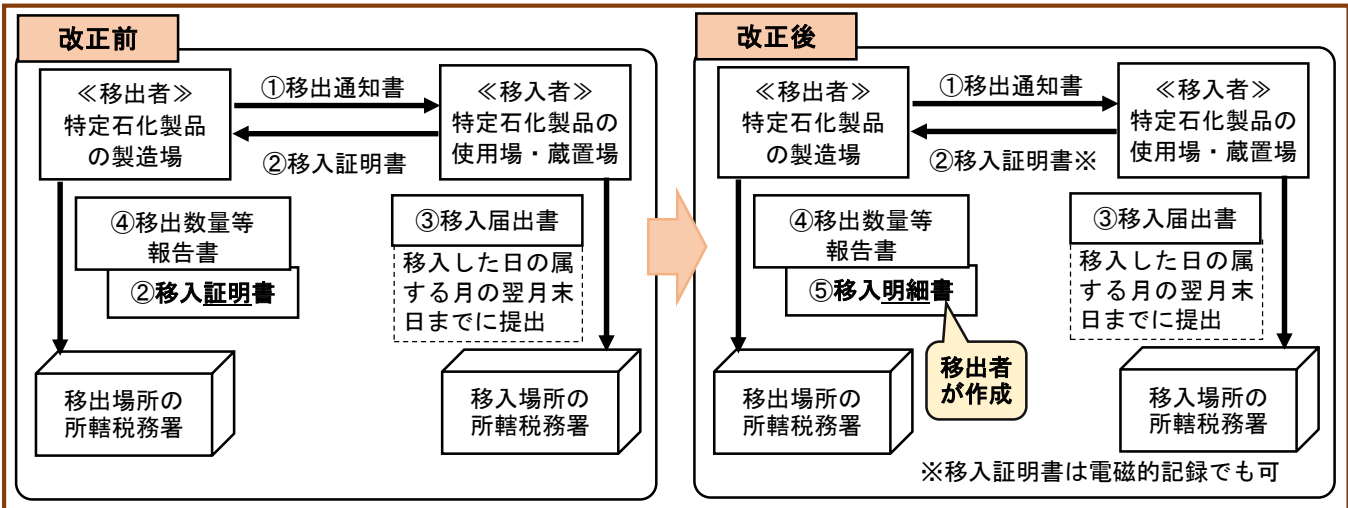
特定石化製品の非課税移出

石油化学免税の適用を受けて製造された石油化学製品のうち、特定石化製品（ベンゾール、シクロヘキサン、ノルマルヘキサン、トルオール、キシロール、アルキルベンゾール）については、指定用途以外に消費され又は製造場から移出された場合には、石油化学免税の効果を取り消され、揮発油税及び地方揮発油税が課税されることとなりますが、特定石化製品の移出が、特定石化製品を指定用途に供する場所、又は指定用途に供する特定石化製品の蔵置場等への移出である場合には、所定の手続をとることを条件として、その課税が留保されることとなっています（非課税移出）。

1 特定石化製品の非課税移出に関する手続の改正

特定石化製品の非課税移出の適用を受けるためには、特定石化製品の移出者は、その月中に移出した特定石化製品の数量等を記載した書面（以下「移出数量等報告書」といいます。）に、「非課税移出に係る特定石化製品が移入されたことを証する書類」を添付する必要があります。

この「非課税移出に係る特定石化製品が移入されたことを証する書類」については、これまで、移入者が作成した特定石化製品移入証明書（以下「移入証明書」といいます。）を添付することになっていましたが、今般の改正により、移入証明書に代えて、移出者が作成する特定石化製品移入明細書（以下「移入明細書」といいます。）を添付することとされました。



移入明細書の記載事項

- ①移入場所の所在地及び名称
- ②移入した特定石化製品の種類及び数量
- ③移入年月日
- ④移入者の住所及び氏名又は名称（移出者と移入者が異なる場合のみ）
- ⑤参考事項

移入明細書の作成方法

<移出者と移入者が同一の者の場合>

特定石化製品が移入場所に搬入されたことを帳簿又は伝票等により確認して作成する。

<移出者と移入者が異なる者の場合>

移入者が作成した移入証明書（※）に基づき作成する。

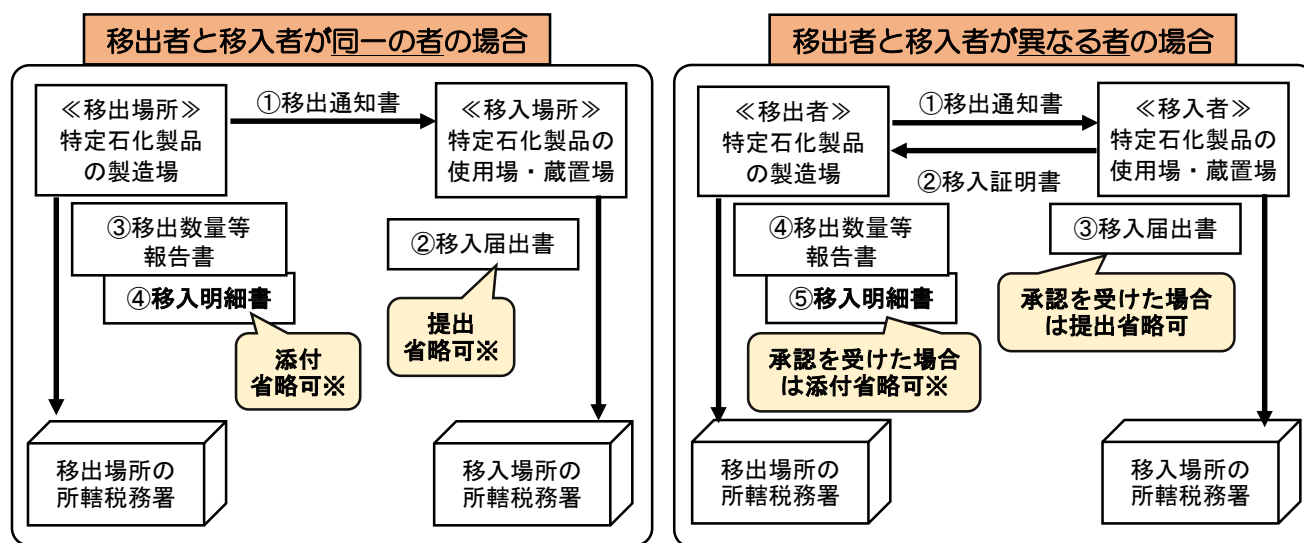
- ※ 移入証明書は、非課税移出に係る特定石化製品である旨の記載のある物品受領書等（特定石化製品の移入数量が移出数量と異なるときは、その増減の生じた理由を記載する必要があります。）であって移入者が証明したものでも差し支えありません。
- ※ 移入証明書には、電磁的記録により作成されたものも含まれます。ただし、特定石化製品を移入した者により、その電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、その電子署名に係る電子証明書が提供されているものに限り、また、電磁的記録により作成された移入証明書については、必要に応じて、電磁的記録を電子計算機その他の機器のディスプレイ及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておいてください。

（注）1 「移入明細書」の移出数量等報告書への添付に当たっては、移入者が作成する「移入証明書（電磁的記録の場合には紙で出力したもの）」を「移入明細書」として活用していただいても差し支えありません。

2 一定の要件を満たす場合には、「移入明細書」の移出数量等報告書への添付を省略できます。詳しくは、次ページ「2 特定石化製品の非課税移出に関する特例」をご覧ください。

2 特定石化製品の非課税移出に関する特例

今般の改正により、特定石化製品の移出者と移入者が同一である場合、又は、特定石化製品の移出者と移入者が異なる場合で税務署長の承認を受けるなど一定の要件を満たすときには、移出者は「移入明細書」の移出数量等報告書への添付を省略できるとともに、移入者は、特定石化製品移入届出書（以下「移入届出書」といいます。）の税務署への提出を省略できるとされました。



※ 「移入明細書」の移出数量等報告書への添付を省略する場合には、以下の方法により、「非課税移出に係る特定石化製品に該当すること」及び「その特定石化製品が移入場所に移入されたこと」についての明細を明らかにする必要があります。

<移出者と移入者が同一の者の場合>

非課税移出に係る特定石化製品である旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を移入場所及び移出場所において保存する（この方法によっているときは移入届出書の提出も省略可。）。

<移出者と移入者が異なる者の場合>

移出の事実を帳簿に記載し、移入証明書を保存する。

(注) 「移入明細書」の移出数量等報告書への添付を省略する場合であっても、**移出先、移出した特定石化製品の種類及び数量、移出年月日等を記載した「特定石化製品の移出に関する明細書」**を移出数量等報告書に添付してください。

特例適用のための承認申請手続【移出者と移入者が異なる者の場合】

移出者と移入者が異なる者の場合において、移出者が「移入明細書」の添付省略の適用を受けるためには、移出先ごとに「揮発油税特定石油化学製品移入明細書添付省略承認申請書」を移出場所の所轄税務署長に提出して承認を受ける必要があります。

また、移入者が「移入届出書」の提出省略の適用を受けるためには、「揮発油税特定石油化学製品移入届出書提出省略承認申請書」を移入場所の所轄税務署長に提出して承認を受ける必要があります。

承認要件	①	②
移出者	承認を受けようとする場所(移出先)が、製造場から移出される特定石化製品をおおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所であること	共通
移入者	承認を受けようとする場所(移入場所)が、特定石化製品を(2以上の場所から移入する場合には2以上の場所からの移入を併せて)月1回以上の頻度で継続的に移入する場所であること	
共通	揮発油税の保全上不相当と認められる事情がないこと	

「揮発油税の保全上不相当と認められる事情」とは(例示)

申請者が現に揮発油税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合
申請者が申請の前1年以内において揮発油税に係る期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けている場合で、その内容が特に悪質と認められるとき
移出者 申請の前1年以内において、当該製造場から申請に係る移入場所に移出した特定石化製品についての移入明細書(改正前は移入証明書)が、移出数量等報告書の提出期限内に提出されなかったことがある場合
移入者 申請の前1年以内において、当該移入場所に移入した特定石化製品に係る移入届出書が、期限内に提出されなかったことがある場合
帳簿の備付け、記帳及び保存の状況等からみて、揮発油税の保全上不相当と認められる場合

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)には、手続に使用する様式等を掲載しています。